

浦添市技能労務職等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成 25 年 4 月 1 日

1 現状

地方自治体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べ高額ではないかとの厳しい批判・指摘がなされており、また、市職員の給与等の公表においては民間企業従業員との比較や、ラスパイレス指数比較などの内容を住民に対し周知することとされております。

浦添市においては、技能労務職員の給与は民間と比べ給与水準が高いとの指摘を真摯に受け止め、民間の同種の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度及び運用となるよう取り組んでまいりました。

平成 25 年 4 月 1 日現在、技能労務職員数は 1 人（工手）となり、平成 25 年度をもって退職いたしますことから退職不補充とし、平成 26 年度以降は技能労務職員につきましては、在職者なしとなりますことをご報告いたします。

今後も、厳しい行財政環境の下、分権型社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理・配置に努めてまいります。

2 これまでの取り組み内容

年度	取り組み（行革）	取り組み（給与）
平成 20 年 4 月 1 日	2 箇所ある学校給食調理場のうち 1 調理場の調理業務の民間委託実施	(1) 現業職給料表から国の行政職給料表（二）へ移行（通し号給から級号給制へ） (2) 特殊勤務手当を整理（10 手当→6 手当）
平成 22 年 4 月 1 日	残る学校給食調理場の調理業務の民間委託実施	(1) 現業職給料表 5 級継ぎ足し号給の廃止（93 号給→69 号給） (2) 5 級に在級していた職員の給料月額を 4 級へ在級調整
平成 22 年 10 月 1 日	保育所調理員の調理業務の民間委託実施	特殊勤務手当を整理（6 手当→3 手当）